

氏 名 (本籍) 閻 文博 (中国)

学 位 の 種 類 博士 (中国研究)

学 位 記 番 号 甲第 82 号

学 位 授 与 の 日 付 平成 27 年 3 月 20 日

学 位 授 与 の 要 件 学位規則第 4 条第 1 項該当

学 位 論 文 題 目 清代仓库律例研究

論 文 審 査 委 員 主査 愛知大学教授 周 星

副査 愛知大学教授 三 好 章

副査 愛知大学名誉教授 馬 場 毅

# 《清代仓库律例研究》

作者：闫文博

## 中文摘要

储粮为仓，储物为库。仓库制度在中国历史上有相当长的历史，它与赋役、漕运、荒政、军事等有密切的联系。清代的仓库制度继承和因袭了明代的仓库制度，在仓库形式上有朝廷专控仓库、常平仓、社仓、义仓等类型；库有银库、缎疋库、颜料库、蕃库、府库、道库等不同形式。不同类型的仓库的功能与作用有所分别，在不同时期及地域都曾产生过一定的积极作用，为专制王朝统治的顺利运行提供了一定的保证。为了更好的管理并规范仓库制度的运营，中国古代很早就建立了与仓库有关的法律，其中《大清律例》在承袭明律的基础上又有所创新，形成了律、条例、事例、则例、成案等一系列的法律体系，为仓库的管理和运营提供了法律保障。

第一章主要论述了清代仓库法规的迁衍变化。就法律文本上来讲，清律主要因袭了明律，在律文名称及内容上基本一致，但清律也有所变化，分别体现在“删除钞法”、“增加小注”、“删减条例”几个方面。条例这种形式在明代时已经出现，在清代得到快速发展，统治者经常对条例进行增加、删减、修订、补充工作，从而形成了律例并行的格局。除了仓库律例以外，清代还有事例、则例、成案、章程等其他法律形式，共同构成较为完备的仓库法律体系，来保障清代仓库的正常运行。

第二章则根据仓库律的内在逻辑关系，主要讨论仓库律的具体法律规定及其内涵。《大清律例·户律·仓库》共有 23 个律，这构成了清代仓库法规的主体部分，其名称分别为钱法、收粮违限、多收税粮斛面、隐匿费用税粮课物、揽纳税粮、虚出通关朱钞、附余钱粮私下补数、私借钱粮、私借官物、那移出纳、库秤雇役侵欺、冒支官粮、钱粮互相觉察、仓库不觉被盗、守支钱粮及擅开官封、出纳官物有违、收支留难、起解金银足色、损坏仓库财物、转解官物、拟断赃罚不当、守掌在官财物、隐瞒入官家产。原律文的排列顺序，因循明律，并无章法。

而实际上围绕仓库而进行的种种行为可以用收兑、存储、支出、监管几个流程以概括，与律文相比较可以发现律条的定立实际上与这一流程相暗合。了解其内在逻辑和内容是进一步分析其适用和价值的前提。

第三章是对仓库亏空及其赔补制度的考察。围绕着仓库所进行的种种不法行为最终及最严重的后果是造成仓库亏空，究其原因正由于官员的侵欺、吏役的盗取、民众的拖欠而导致了清代仓库的亏空，这种现象一直伴随清王朝的始终而不能弥除。清代仓库法律对仓库的盘查、核验以及责任承担规定较为细密，确定了各级官吏之间的连带监督赔偿责任，同时对那些亏空较为严重的官员也制定了更为严厉的法定刑，如处以流刑、徒刑并没收家产等等。另一方面，还规定了可以予以减等处罚的方式，即在一定限期内将亏空之项补齐，越早越好。一限不完，再展一限，直至三限方终。这反映了统治者在处理此类案件时的指导思想是重赔补而轻惩处，也就是说相较于对官吏的处罚来说，统治者更在乎的是钱粮充足与否。

第四章是对偷盗仓库钱粮的律例及行为的研究。侵欺和盗窃是围绕仓库的最多发最常见的犯罪行为，而其又有多种表现形式，这体现在仓库律中的各种规定上。官员或吏役负有监临主守的职责，但正由于此，他们也更便利盗窃或毁坏仓库的财产，因此除了仓库律之外，在《大清律例》的“贼盗”部分规定有“监守自盗仓库钱粮”和“常人盗仓库钱粮”来对这些行为予以打击并产生一定威慑，研究发现，仓库律中详述了种种不法行为，而对其处罚则集中在“监守自盗仓库钱粮”、“常人盗仓库钱粮”上，可见这两个律条与仓库律之间的紧密关系。

第五章是对清代仓库法规体系的分析和评价。清代仓库律是《大清律例》颇具份量的法律之一，在打击仓库犯罪行为、有序管理仓库中起到了至关重要的作用，就其法律属性来讲可以说具有行政性、系统性、情理性特征；就其作用来讲也存在着积极和消极两个方面。尽管从总体上来讲，清代仓库法规体系在维护清王朝的统治，保障仓库正常运行，国库充盈上功不可没。但由于人治的窠臼，统治者的相关政策漏洞、吏治的腐败及官员的不作为等原因，以致仓库法规并未产生预期的后果，仓库制度最终走向衰败。

**关键词：**清代；仓库；大清律例；亏空；监守自盗

## 審査結果要旨

本学中国研究科委員会の決定に基づいて、閻文博より提出された博士の学位授与申請書および参考関連論文等関係資料により、2014年11月24日に、予備審査を行った。「大学院博士の学位授与に関する内規」第7条の定めにより、以下の2項について、審査委員会において、本審査移行に関し慎重に審査した。

(1) 学位申請論文の予備審査及び履歴事項、研究歴、業績目録について、十分評価できるという結論に至った。

(2) 外国語についての試問は不要であるという結論に至った。

予備審査の結果、博士學位論文は基本的要件を満たしており、学位授与申請の受理を可とし、本審査への移行を可とする。

2015年1月29日の午後16時50分から18時10分まで、学位申請論文の本審査が愛知大学車道校舎K1002教室で南開大学の間とRMCS遠距離教学システムを使って実現され、順調に行われた。

まず、閻文博より、学位申請論文の趣旨、研究課題に関する先行研究、この課題を選んだ経緯、基本概念、依拠した史料の信憑性及び論文の構成、本研究の学界への貢献、到達点と未解決の諸問題などについて、説明がなされた。つぎに、審査委員よりの口頭試問に移った。すべての質問に対し、閻文博より回答や説明がなされ、それらはいずれも審査委員全員を概ね納得させるものであった。

口頭試問終了後、引き続き審査委員会において議論した結果、以下の結論に至った。

閻文博の学位申請論文『清代倉庫律例研究』は、中国の清代の倉庫に関する法律（律と例）を歴史学、特に中国法制史の観点から、系統的かつ徹底的に研究したものである。清代において、食糧を貯蔵した倉や物資を備蓄した庫を両方兼ねる倉庫制度は、朝廷の税収、漕運、防災（荒政）、軍事などと深く関係しており、王朝の支配を維持するためもっとも重要な柱の一つである。清代の倉庫制度は『大清律例』の一部である「戸律・倉庫」を基礎に、長い年月にわたる試行錯誤を経て制定された律、条例、則例、成案などからなり、本論文はそれら倉庫に関する法律条文の分析と整理、およびその実態を対象とする研究であり、清代の「倉庫律例」の全面的な解明を目的としている。

閻文博論文の長所として、以下の三点があげられる。

一つ目は、当然のことではあるが適確な先行研究の整理、当該分野の学界状況が明らかとなり、それに伴って本論文の位置づけと方向性が明白となった。即ち清代の「倉庫律例」を一つの体系として整理・分析することにより、それは倉庫律例の変容・変遷およびその変動メカニズム、倉庫律例の構造とその内的論理、実際の倉庫律例の適用において直面した諸問題、他の法律との関係性などに到る。本論文は清代の倉庫律例の全容解明を目指して可成りの程度それを実現し、伝統中国の法整備の一面を明らかにしたものである。

二つ目は、清代の倉庫に関する律例を詳細にかつ徹底的な解読を試みたことである。閻

連律例の条文の中身、ロジック、条文間の構造的関係性及びそれぞれの法律条文の「倉庫律例」における位置づけなどの考察に関しては、可成りの成功を収めたと言える。この分野におけるこのような細かい研究は貴重である。また、それにより倉庫制度における兌換、備蓄、支出、監視など運びの流れも解明された。さらに、倉庫関連の法律体系の生成と維持、即ち律例に関する修訂、解釈の拡張、補足あるいは廃止などの展開を、具体的な事例研究を通して明らかにもしている。これらは、法律条文の意味および律例の変化の原因究明にとどまらず、倉庫に関する律例の「実践」、即ち具体的な、適用の事例研究を重要視した結果であると言える。

三つ目は、清代の倉庫をめぐる欠損、流用、汚職、盗みなどの犯罪に対し、倉庫律例に定められた刑罰、賠償など、具体的な条文の適用された事例を数多く検討したことである。欠損などに対する朝廷の対応としては、刑罰のみならず、賠償や補充責任がより重視されたことを挙げている。この点については、本論文の重要な指摘と言えるであろう。さらに、倉庫をめぐる犯罪に対し適用された法令は「倉庫律例」のほか、『大清律例』における「盗賊」に関する律例も重要であることが指摘され、倉庫律例と他の法律との整合性、連関も適確に検討している。

以上のように、本論文が進めた清代における倉庫律例に対する研究は、条文の徹底的解読を通じて、変動する律例の系統性、律例条文の応用・適用の実践などを視野に収めている。その構成も論理的であり、史料批判も含め、論述も説得力のある論考であると言える。

本論文に不足するものとしても、以下の二点が指摘できる。

一つ目は、主に律例条文分析を中心とした研究であるため、可成りの事例を挙げながらも、動的な把握がまだ十分とは言い難いとの指摘があった。すでに行った事例・案件の研究を活かして、整備された法体系と、倉庫をめぐる犯罪が多発していた事実との間のギャップに関して、史料に即して歴史的に解明することが必要である。

二つ目は、史料の引用および提示方法について、より簡潔さが求められるのではないか、という点である。また、一部の論述には重複したところも見受けられ、公刊に当たっては再度の整理検討が加えられてしかるべきであろう。さらに、清代史に関する研究した日本語文献をより充実させる必要があるということである。

以上を踏まえて、審査委員会においては、本論文は一部の瑕疵は認められるものの、全体として愛知大学大学院の博士学位論文諸規定に定められた諸要件を満たしているという結論に至った。

以 上